

第6 放射性物質対策について

1 環境創造センターについて

(1) 環境創造センター概要

原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための拠点として、三春町に環境創造センター、南相馬市に環境放射線センターを整備し、平成28年7月に全面開所した。

環境創造センターの機能は「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つである。

また、環境創造センターに招致した日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）及び国立環境研究所（以下「国環研」という。）と連携・協力して、調査研究等を効果的に推進する。

なお、環境創造センターの機能を補完するため、大玉村及び猪苗代町にそ

れぞれ附属施設を整備するとともに、旧原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所として活用することとした。



(2) 環境創造センター各施設の概要

ア 環境創造センター（三春町）

- 本館、研究棟及び交流棟「コミュタン福島」で構成されている。
- 交流棟「コミュタン福島」は、放射線や原子力災害を経験した福島の状態についての学習を目的とした展示室やドームシアター、体験研修スペース、各種会議やイベント等を開催するホール・会議室等を備えている。



環境創造センターの全景

(ア) 本館

- 放射性物質・有害物質等の調査分析、モニタリングデータ等の収集・発信、管理、解析・評価、研究ネットワークの構築等を実施。
- 招致機関（JAEA、国環研）と連携し、調査研究等の取組を効率的に推進。

【施設概要】

放射性物質・有害物質等に係る試料前処理室、機器分析室等を備えた施設
(延床面積 4,235㎡)

(イ) 研究棟

- 効果的・効率的な除染技術の開発、放射性物質の環境動態の調査研究、廃棄物の処理・処分に関する調査研究等を招致機関（JAEA、国環研）が実施。

【施設概要】

放射性物質の環境動態解明、除染技術開発等を行う研究室、情報解析室、実証試験室等を備えた施設（延床面積 5,626㎡）

(ウ) 交流棟「コミュタン福島」

- 展示室等を活用した放射線等に関する学習活動の支援を実施。
- 環境回復・創造に向けた活動を行う NPO、地域住民等が広く交流を行う場。
- 展示室を更新し、令和5年3月19日にリニューアルオープン。

【施設概要】

各種会議やイベント等を開催するホール・会議室、展示室、ドームシアター、体験研修スペース等を備えた施設（延床面積 4,632㎡）

イ 環境放射線センター（南相馬市）

- 環境創造センターの機能のうち、原子力発電所周辺における環境放射能のモニタリング等を行う。
- 原子力発電所周辺のモニタリングにあたり招致機関（JAEA）と連携・協力。



【施設概要】

環境試料に係る前処理室、実験室、測定室、校正施設等を備えた施設（延床面積 3,624㎡）

ウ 野生生物共生センター（大玉村）

- 野生生物における放射性物質の影響に関する調査研究、生物多様性の保全に向けた環境学習、野生鳥獣の救護や保護管理、人と動物の共通感染症に関する調査研究などを行う。



【施設概要】

モニタリングに係る検体の前処理室、研究室、野生動物の飼育スペース、パネル等の展示コーナー、会議室等を備えた施設（延床面積 299㎡）

エ 猪苗代水環境センター（猪苗代町）

- 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の調査研究、環境学習を行うほか、環境保全活動の場を担う。



【施設概要】

研究室兼小会議室、研修室、図書コーナー、ボランティア活動機材保管庫、パネル等の展示コーナー等を備えた施設（延床面積 182㎡）

オ 福島支所（福島市）

- 環境創造センターのモニタリング機能のうち、プルトニウム等の分析等を行う。



【施設概要】

実験室、灰化炉室、計測室等を備えた施設
（延床面積 513㎡（登記上は2階部分までで 478㎡））

(3) 4つの機能の主な取組

ア モニタリング

身近な生活環境や原子力発電所周辺のきめ細かで継続的なモニタリングを実施するとともに、その結果を一元管理し、情報発信する。

また、緊急時には、原子力災害対策指針に基づき、モニタリングを統括する国との連携の下、より広範囲な事態の変化に対応するため、緊急時のモニタリング体制を整え、緊急時の対応に当たる。

イ 調査研究

放射性物質に汚染された地域の環境回復・創造のためには、汚染状況や放射性物質の動態の把握、汚染地域や施設に応じた除染等の処置、その結果の評価、除去土壌及び汚染廃棄物の減容化・保管・処理・処分・再利用といった一連の措置を的確に実施するとともに、変化した生物相・生態系の回復などを進めていく必要がある。

さらに、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境を創造するため、循環型社会の構築や、東日本大震災の教訓を生かした災害に強い社会の構築、環境保全対策等を進め、美しいふくしまの創造を進めていく必要がある。

このため、関連する調査研究を優先度に応じて計画的、体系的に進め、適時・的確にその成果を県や国等が実施する施策等に活用していく。

ウ 情報収集・発信

各種の調査研究成果やモニタリング結果を収集整理し、県民等が分かりやすい形で利用できるような情報発信体制の整備を進める必要がある。

このため、県民ニーズに応えた放射線・除染に関する情報や調査研究成果の整理と分かりやすい情報発信、世界が注目する知見・経験を国際的に共有するための国際専門家会議の開催などの積極的な情報収集・発信を行う。

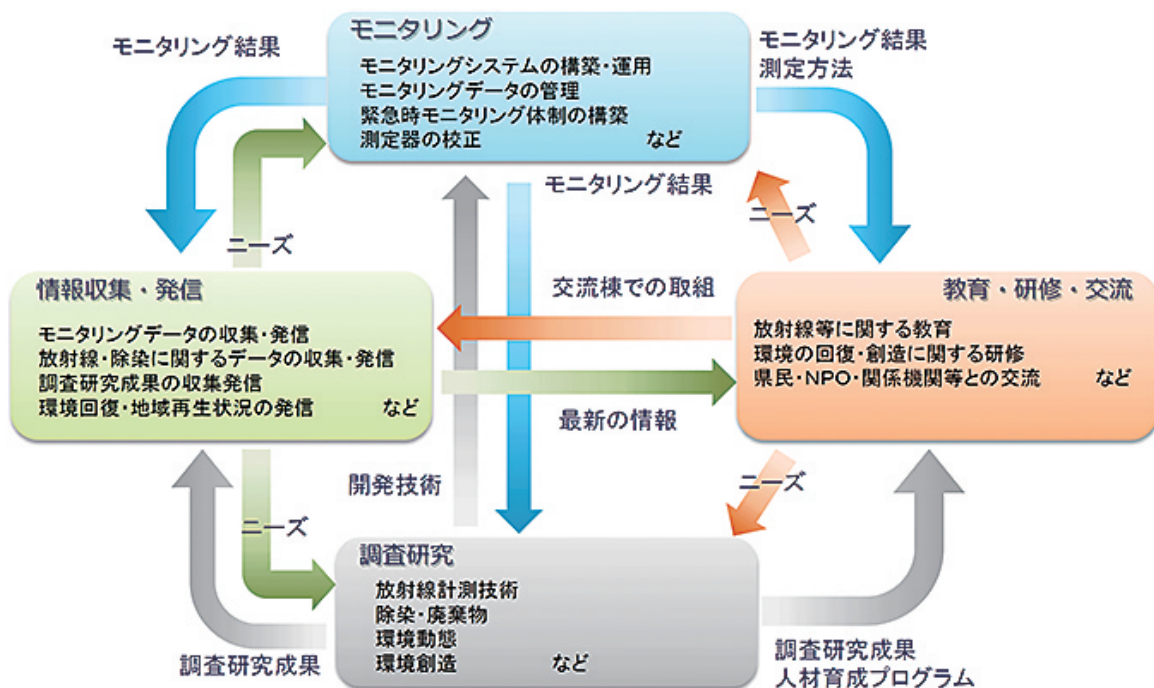
エ 教育・研修・交流

福島県の環境の現状や放射線に関する情報を伝え、ふくしまの未来を創造する力を育むための教育・研修・交流に取り組む必要がある。このため、県教育委員会が行う児童生徒や教員を対象とした放射線教育や環境教育の充実に向け、必要な支援を行うとともに、大学や他の研究機関等と連携した長期にわたる人材育成に貢献する。

また、交流棟を活用しながら、NPO、地域住民等を広く対象とした交流ネットワークの構築、放射線・除染に関する理解促進の取組を進めるとともに、環境回復・環境創造に関連する事業者への研修等を実施する。

なお、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つの機能の関連は図のとおりである。

環境創造センターの4つの機能の関わり



2 除染対策について

(1) 概 要

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定された。

この特措法に基づき、市町村が自ら除染実施計画を策定して除染を行う汚染状況重点調査地域（14市町村）と、国が市町村ごとに除染実施計画を策定して除染を行う除染特別地域（7町村及び3市町村の一部）が指定されている。

除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月末までに全て終了した。

また、改正「福島復興再生特別措置法」（平成29年5月施行）により、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定された6町村のうち、令和4年度には大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村において、拠点区域の避難指示が解除された。富岡町及び飯館村においては、令和5年春頃に拠点区域の避難指示解除が予定されている。

【汚染状況重点調査地域指定状況】 計14市町村（令和5年3月末時点）

県 北：伊達市、川俣町（一部指定）

（指定解除済：福島市、二本松市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村）

県 中：石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

（指定解除済：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、三春町、小野町）

県 南：西郷村、棚倉町

（指定解除済：白河市、泉崎村、中島村、矢吹町、矢祭町、埴町、鮫川村）

会 津：なし

（指定解除済：会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、会津美里町）

相 双：南相馬市（一部指定）、広野町、川内村（一部指定）、新地町

（指定解除済：相馬市）

いわき：いわき市

【除染特別地域指定状況】 計10市町村（令和5年3月末時点）

南相馬市（一部指定）、川俣町（一部指定）、楡葉町、富岡町、川内村（一部指定）、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

（指定解除済：田村市）

(2) 除染実施状況

ア 汚染状況重点調査地域

（平成30年3月31日時点）

	宅 地	公共施設	農 地	森林(生活圏)	道 路
実施数	418,897戸	12,376施設	31,061ha	4,513ha	20,476km
終了時期	H30.1.31	H30.1.31	H30.3.19	H30.3.19	H30.3.19

イ 除染特別地域

(平成29年3月31日時点)

市町村名	宅地	農地	森林(生活圏)	道路	終了時期
田村市	約150件	約140ha	約280ha	約29ha	H25.6.30
南相馬市	約4,700件	約1,600ha	約1,600ha	約280ha	H29.3.31
川俣町	約450件	約610ha	約730ha	約71ha	H27.12.31
檜葉町	約2,800件	約830ha	約740ha	約170ha	H26.3.31
富岡町	約6,200件	約750ha	約790ha	約170ha	H29.1.31
川内村	約170件	約130ha	約210ha	約38ha	H26.3.31
大熊町	約220件	約170ha	約200ha	約31ha	H26.3.31
双葉町	約97件	約100ha	約25ha	約8.4ha	H28.3.31
浪江町	約5,900件	約1,400ha	約510ha	約230ha	H29.3.31
葛尾村	約480件	約570ha	約690ha	約95ha	H27.12.31
飯舘村	約2,100件	約2,400ha	約2,100ha	約330ha	H28.12.31
合計	約23,000件	約8,700ha	約7,800ha	約1,500ha	

(3) 主な取組

ア 財政的支援

仮置場の原状回復等に要する費用について、市町村等に交付している。

イ 技術的支援

仮置場原状回復等業務の設計・積算の確認、発注及び施工管理に関する単価等の積算資料の整備などにより、市町村への支援を行っている。

ウ 住民理解の促進

県ホームページや広報イベント等において、除染等の取組による環境回復の現状等を県内外に情報発信するとともに、環境再生プラザ（設置主体：環境省）活動への協力を行っている。

(4) 今後の取組

ア 帰還困難区域の除染等については、まずは市町村が計画する特定帰還居住区域において、安心して生活できるようできるだけ面的な除染を行うとともに、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すこと、また、避難指示が解除された区域においても、線量が局所的に高い箇所については、きめ細かくフォローアップ除染を実施すること、さらに、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、最後まで責任を持って取り組むことを国に求めていく。

イ 除去土壌等搬出後の仮置場原状回復等について、引き続き、市町村を支援していく。

3 中間貯蔵施設について

(1) 概 要

福島第一原発事故により放出された放射性物質を取り除くため、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）を県外で最終処分するまでの間、安全に集中的に貯蔵するために、国は大熊町・双葉町に整備した中間貯蔵施設の管理・運営を行っている。

また、県内に仮置きされている除去土壌等の搬入は平成27年3月に開始され、令和3年度末までにおおむね完了している（帰還困難区域を除く）。令和4年度以降は、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入が進められている。

県では、国、県、大熊町及び双葉町と締結した安全協定に基づき、中間貯蔵施設が安全に管理・運営されるよう、施設や除去土壌等の輸送における状況確認やモニタリングを実施している。

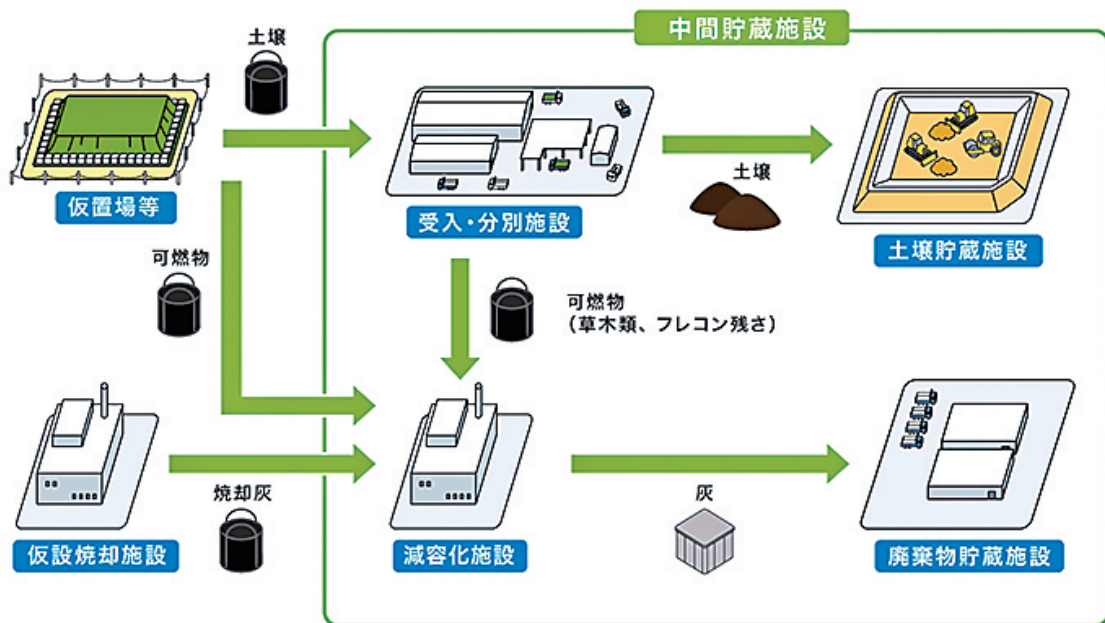
(2) 中間貯蔵施設に係る経緯

平成23年 8月27日	国が福島県に対し、中間貯蔵施設の県内への設置について協力を要請
平成23年 10月29日	国が中間貯蔵施設等の基本的考え方を公表 ＜主な内容＞ <ul style="list-style-type: none"> • 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う • 仮置場の本格搬入から3年程度を目途として施設の供用を開始するよう最大限努力する • 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする • 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する
平成23年 12月28日	国が福島県及び地元町村に対し、中間貯蔵施設の設置について検討を要請
平成24年 11月28日	福島県知事が、地元への丁寧な説明等を条件として調査を受入れ
平成25年 1月～	国が調査のための住民説明会を開催
平成25年 4月～	国が地元の理解を得て、現地調査（ボーリング調査等）を実施
平成25年 12月14日	調査結果等を踏まえ、国が福島県及び双葉町、大熊町、楡葉町に対し、中間貯蔵施設の受入れを要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（中間貯蔵施設の大熊町及び双葉町への集約）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が当該2町に集約すること等を回答
平成26年 4月25日	国が福島県、大熊・双葉両町に対し、生活再建・地域振興策等について追加回答を行うとともに、速やかな住民説明会の開催を改めて要請
平成26年 5月～6月	国が中間貯蔵施設について住民説明会を開催（全16回（福島県内10回、県外6回））

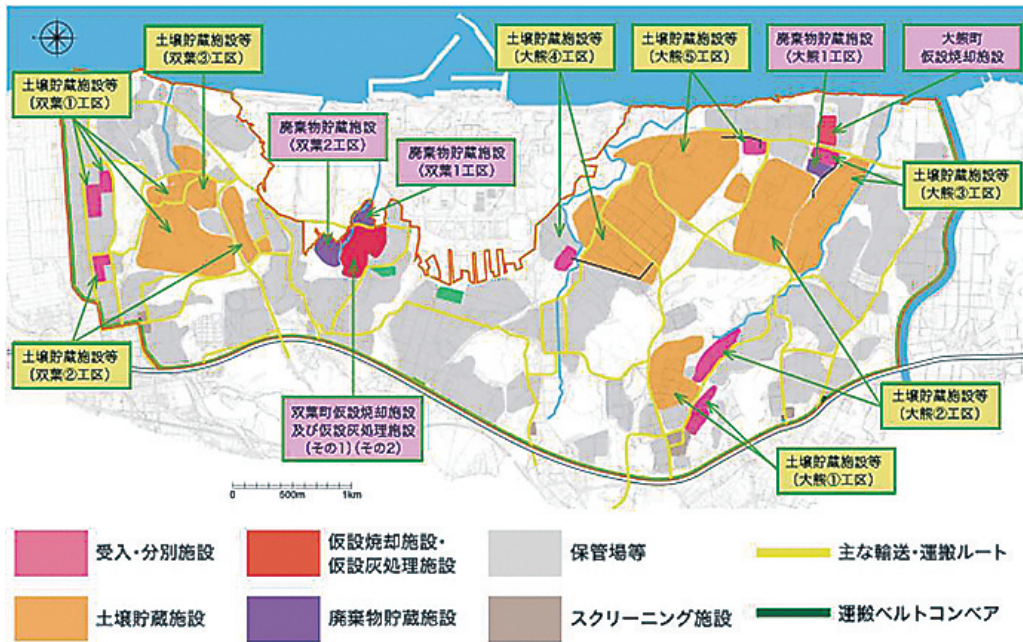
平成26年 8月25日	福島県知事、大熊・双葉両町長との会談 両町に県独自の中間貯蔵等に関する財政措置（交付金）の考え方を提示
平成26年 9月1日	福島県知事、大熊・双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れの容認、大熊町及び双葉町の両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に対し伝達
平成26年 9月～10月	国が地権者説明会を開催（全12回（福島県内9回、県外3回））
平成26年 11月19日	県外最終処分への法制化に対応する改正 JESCO 法「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が成立（平成26年12月24日施行）
平成27年 2月8日	国から福島県知事へ県の確認項目（法制化等5項目）等に対する回答
平成27年 2月25日	福島県知事・大熊、双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県より国に対し、中間貯蔵施設への搬入受入れの容認を表明 大熊、双葉両町長より国に対し、3月12日以降の搬入開始等を申入れ 国、県、大熊・双葉両町による中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結
平成27年 3月13日	中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始
平成28年 3月27日	環境大臣が中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表
平成28年 4月8日	国が県外最終処分に向けた減容・再生利用に関する技術開発等を始めとする取組の中長期的な方針「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を公表
平成28年 12月9日	国が平成29年度の輸送量を50万m ³ 程度とし、平成30年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成29年 10月28日	土壌貯蔵施設への貯蔵を開始
平成29年 11月21日	国が平成30年度の輸送量を180万m ³ 程度とし、平成31年度は400万m ³ を目指すとする「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成30年 12月6日	国が帰還困難区域を除き、2021年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、2019年度の輸送量を400万m ³ 程度とする「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成31年 1月31日	国が大熊町に「中間貯蔵工事情報センター」を開所
平成31年 3月29日	国が中間年度（2018年度）における戦略目標の達成に向けた見直しを行い、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 戦略目標の達成に向けた見直し」を公表
令和2年 1月16日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、令和2年度の輸送量を前年度と同程度とする「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表

令和2年 3月30日	中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始
令和2年 12月11日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めるとする「令和3年度の間中貯蔵施設事業の方針」を公表
令和3年 5月23日	国が除去土壌等の県外最終処分にかかる全国民的理解醸成活動の一環として、「福島、その先の環境へ。」対話フォーラムを初開催（令和3年、4年度に合計8回開催）
令和4年 1月18日	国が特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進め、県外最終処分に係る経費や必要性及び減容再生利用の必要性、安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進するとする「令和4年度の間中貯蔵施設事業の方針」を公表
令和4年 3月	県内に仮置きされていた除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入がおおむね完了
令和4年 5月	受入・分別施設の一部解体を開始
令和5年 3月1日	国が除去土壌等の減容・再生利用に向け、技術開発や県内外での実証事業を実施するとともに、再生利用先の具体化を推進し、減容処理や安定化技術の更なる開発・検証や最終処分場の必要面積・構造に係る実現可能ないくつかの選択肢の検討など、県外最終処分に向けた検討を加速するとする「令和5年度の間中貯蔵施設事業の方針」を公表

(3) 中間貯蔵施設事業の流れ



出典：「除去土壌などの中間貯蔵施設について（環境省）」



※保管場等とは、除去土壌や灰等の保管場、解体物質の置場、輸送車両の待機場等に加え、現段階では整備する施設の種類の検討中の用地を含みます。

2022年12月時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性がります。

出典：「中間貯蔵施設情報サイト（環境省）」

〇中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表

中間貯蔵開始後年数(年)	中間目標										戦略目標	
	1 2018年度 平成30年度	2 2019年度 平成31年度	3 2020年度 令和2年度	4 2021年度 令和3年度	5 2022年度 令和4年度	6 2023年度 令和5年度	7 2024年度 令和6年度	8 2025年度 令和7年度	9 2026年度 令和8年度	10 2027年度 令和9年度	11~30 2028年度~2044年度 令和10~28年度	
戦略の進行管理	減容・再生利用技術の開発状況把握・評価										技術開発戦略の進捗状況のレビュー、精緻化等	
	技術開発戦略・土壌等の取りまとめ										技術開発戦略の進捗状況のレビュー、精緻化等	
	研究開発活動の運営方針の検討										技術開発戦略の進捗状況のレビュー、精緻化等	
1. 減容・再生利用技術の開発	【公募型技術実証】 ●将来に活用可能性のある技術の小規模実証・評価 【直轄型システム技術実証】 ●分級処理及び分級以外の技術開発 ●低濃度土壌を用いた先行的活用 ●廃棄物のシステム技術実証及び浄化物の土木資材へのモデル的活用に関する実証試験										減容技術開発を一通り完了	
	再生資材等の利用意向・要求品質の調査、安全性確保の検討										減容技術開発を一通り完了	
	再生利用の基本的考え方、実施方針等の検討・取りまとめ、方策の見直し										減容技術開発を一通り完了	
2. 再生利用の推進	社会的受容性を段階的に向上させることを目的とした実証事業、モデル事業の実施 ●浄化物や低濃度土壌の再生利用の具体的なための調査・検討、再生利用の順次開始、再生利用の本格化の推進										減容技術開発を一通り完了	
	再生利用の促進方策、実施方針等の検討・取りまとめ、方策の見直し										減容技術開発を一通り完了	
	最終処分シナリオに応じた減容技術の組合せの検討										減容技術開発を一通り完了	
3. 最終処分の方角性の検討	最終処分シナリオに応じた減容技術の組合せの検討 ●最終処分場への搬入及び必要面積等の検討										最終処分の方角性の検討	
	関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等との連携した取組										最終処分の方角性の検討	
4. 全国的な理解の醸成等	関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等との連携した取組 ウェブサイト等を通じた各種の進捗等について広く公開・情報発信										最終処分の方角性の検討	
	関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等との連携した取組										最終処分の方角性の検討	
	関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等との連携した取組										最終処分の方角性の検討	

※中間貯蔵開始後11年目から30年目にかけては、最終処分の方角性を明確化した上で、最終処分場に係る調査検討・調整、最終処分地の整備、最終処分地への搬入等を順次実施していく。

出典：「中間貯蔵施設情報サイト（環境省）」

4 特定廃棄物埋立処分事業について

(1) 概 要

福島第一原発事故により生じた特定廃棄物等³⁵⁾は、国の特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）で埋立処分が行われており、令和5年3月末までに約26万9千袋が埋立処分されている。

県では、国、県、富岡町及び楡葉町と締結した安全協定に基づき、特定廃棄物埋立処分施設が安全に運営されるよう、処分場等の状況確認、モニタリング、輸送における現地確認等を実施している。

なお、特定復興再生拠点区域から生じる特定廃棄物の処分は、双葉地方広域市町村圏組合が大熊町内に所有する最終処分場（クリーンセンターふたば）を活用することとなっている。

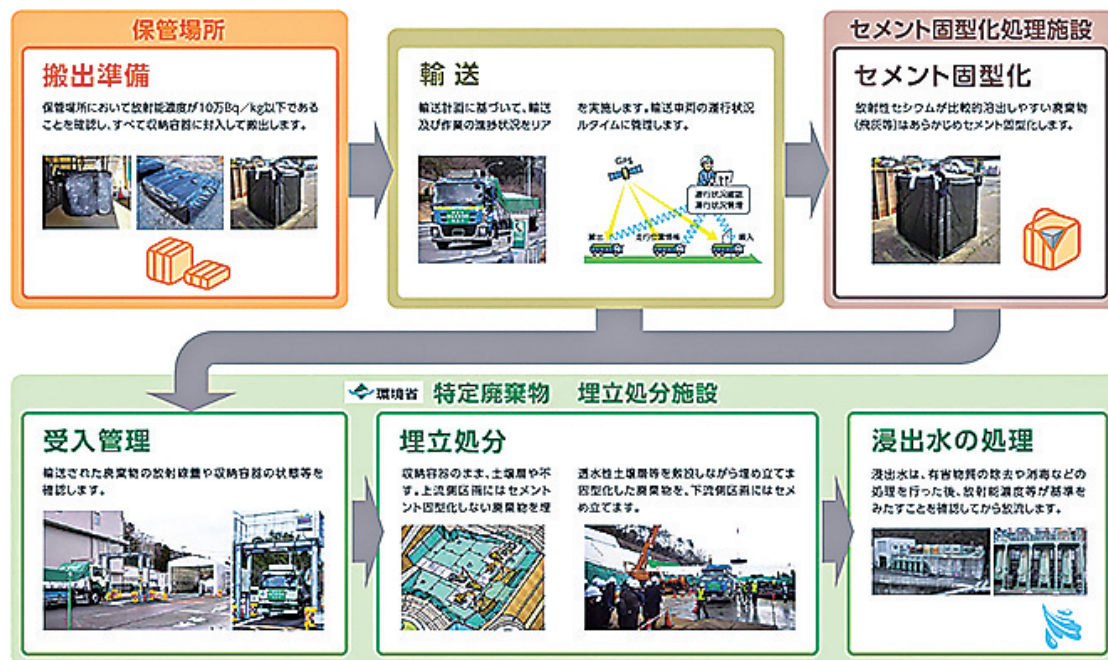
(2) 特定廃棄物埋立処分事業に係る経緯

平成25年 12月14日	国が特定廃棄物等の処理にあたって、福島県及び大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町に対し、富岡町の既存の民間管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用を要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（固型化施設等関連施設を楡葉町に設置）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が固型化施設等関連施設を楡葉町に設置すること等を回答
平成26年 4月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（4月20日まで延べ2日間）
平成26年 6月8日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月14日、15日の延べ3日間）
平成27年 6月5日	環境大臣が福島県知事及び富岡・楡葉両町長に対して、施設の更なる安全対策や国有化の考え方を提示
平成27年 6月27日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月28日まで延べ2日間）
平成27年 7月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（7月20日まで延べ2日間）
平成27年 8月25日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から国へ安全対策等に関して申入れ
平成27年 11月16日	8月25日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示
平成27年 11月24日	福島県から富岡・楡葉両町へ、極めて自由度の高い交付金として100億円を措置することを表明
平成27年 12月4日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の4項目に責任を持って対応するよう申入れ <4項目の申入れ内容> <ul style="list-style-type: none"> • 地元への丁寧な対応 • 処分場の国有化と安全協定の締結 • 県・両町との協議の上での輸送計画策定 • 両町の地域振興策の具体化
平成28年 4月18日	国が処分場を国有化
平成28年 6月27日	国、県、富岡・楡葉両町による管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結

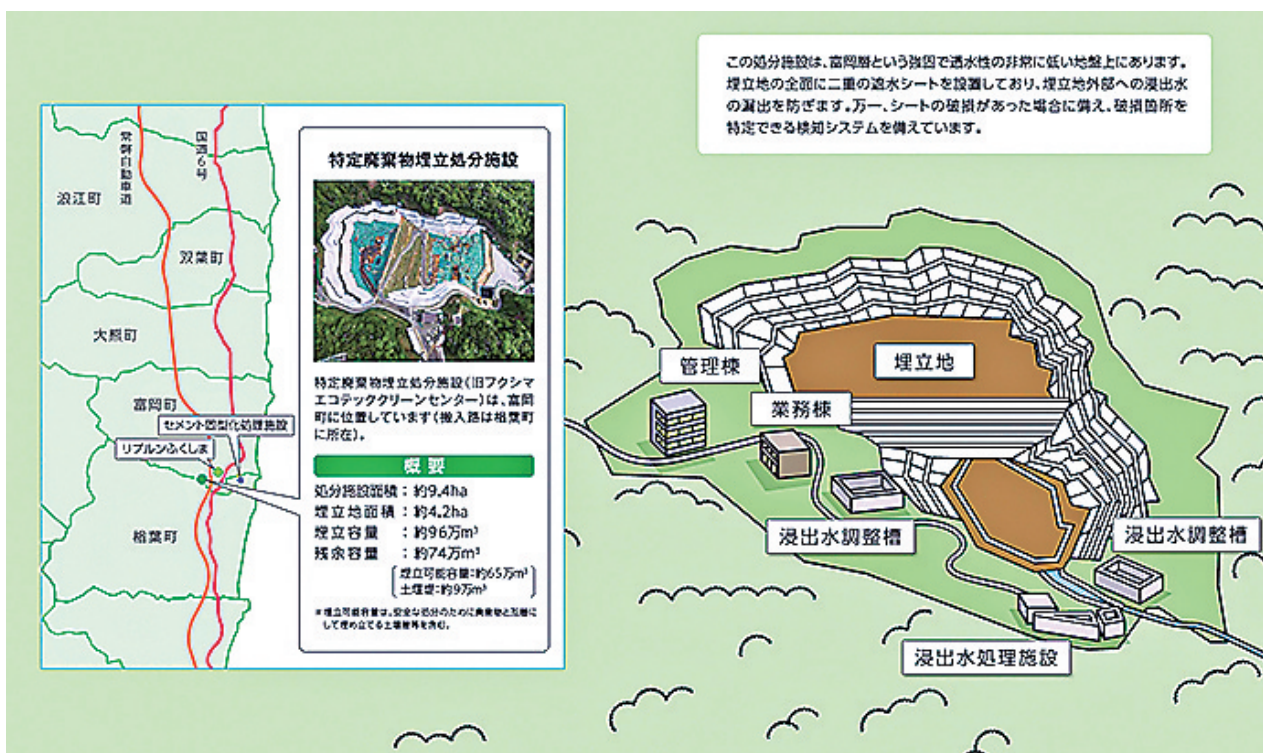
平成29年 10月23日	国が各保管場所からの搬出に係る保管管理者・市町村説明会を開催
平成29年 11月17日	特定廃棄物埋立処分施設への搬入・埋立処分を開始
平成30年 8月24日	国が富岡町に特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館
平成31年 3月20日	特定廃棄物等固型化処理施設が運転開始
令和元年 8月5日	国、双葉地方広域市町村圏組合、県によるクリーンセンターふたばの活用に係る基本協定を締結
令和3年 2月18日	国、県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合によるクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定を締結

- ³⁵⁾ ・ 特定廃棄物等：双葉8町村の住民帰還後の生活ごみ、対策地域内廃棄物等及び福島県内の指定廃棄物のうち、放射能濃度が10万 Bq/kg以下のもの
- ・ 特定廃棄物：対策地域内廃棄物又は指定廃棄物
 - ・ 対策地域：汚染廃棄物対策地域（旧警戒区域・旧計画的避難区域等）
 - ・ 指定廃棄物：「放射性物質汚染対処特措法」に基づき環境大臣が指定した、放射能濃度が8,000 Bq/kgを超える廃棄物

(3) 特定廃棄物埋立処分事業の流れ



埋立処分の流れ（出典：「特定廃棄物の埋立処分事業（環境省）」）



特定廃棄物等埋立処分場（出典：「特定廃棄物の埋立処分事業（環境省）」）